

広島県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

御幸松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福山市山手町三丁目五五番一地先から 福山市津之郷町大字津之郷字谷尻九九七番一 地先まで	旧	三・八〇〇 一・一〇〇	一一五五・〇〇	
福山市山手町三丁目五五番一地先から 福山市津之郷町大字津之郷字谷尻九九七番一 地先まで	新	一七・〇〇〇 四四・七〇〇	一一三三・一〇〇	ダブルウェイ

一 道路の種類

県道

二 路線名

津之郷山守線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福山市津之郷町大字津之郷字谷尻二〇一三番 一地先から 福山市津之郷町大字津之郷字丸粹一〇一二番 一地先まで	旧	―	―	
福山市津之郷町大字津之郷字丸粹二二六二番 二地先から 福山市津之郷町大字津之郷字丸粹二二五五番 一地先まで	新	六・七〇〇 三九・八〇〇	七七・五〇〇	路線延伸
福山市津之郷町大字津之郷字丸粹二二六二番 二地先から 福山市津之郷町大字津之郷字丸粹二二五五番 一地先まで	新	一九・二〇〇 二三・九〇〇	四二・五〇〇	拡幅